

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ラ・ヴィーニュ

所 在 地：新座市野火止5丁目2番60号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- 1 本市の基準では、商業施設の場合、延床面積30平方メートルごとに1台以上の駐車場施設が必要です。変更後の収容台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施工願います。
- 2 本市の基準では、店舗面積10平方メートルごとに1台以上の自転車置場が必要です。台数が市の基準値を下回っておりますが、計画概要の中で指針の参考値を根拠として明示されているため、現行のままで問題ありません。
- 3 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛してください。工事中は、工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。
- 4 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、登下校時における工事関係車両等の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- 5 当該店舗営業開始後も児童生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者等への注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- 6 当該店舗付近は通学路に指定されておりますので、駐車場や荷さばき施設に車両が入出庫する際は、入出庫方向を指定するなどの対策を講じ、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

2 縦覧期間

令和7年12月12日から令和8年1月12日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター